

## 栃木県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、栃木県知事から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月29日

栃木県監査委員 阿部 寿一  
同 金子 裕  
同 金井 弘行  
同 石崎 均

### 監査の結果の措置状況

| 監査対象機関名  | 監査年月日       | 監査の結果  | 講じた措置  |
|--|-------------|--|--|
| 産業技術センター<br>（「繊維技術支援センター・県南技術支援センター・紬織物技術支援センター・窯業技術支援センター」を含む。） | 平成27年11月20日 | 委託事務のうち、産業技術センター運営費に係る特殊ガス設備保守点検業務委託の設計積算において、交換部品の計上数量を誤ったため、設計額が過大となっているものが1件738千円あった。 | 設計積算に当たっては、委託業務遂行上必要な交換部品点数の把握を充分に行うとともに、複数職員によるチェックを徹底し、適正な事務執行に努めます。 |